

一般社団法人 日本脳神経外傷学会
役員候補者選出規程

(目的)

第1条 本役員候補者選出規程（以下「本規程」という。）は、一般社団法人日本脳神経外傷学会（以下「本法人」という。）の定款第15条に基づき、理事及び監事の候補者の選出に関し、必要な事項を定める。

(役員候補者)

第2条 理事候補者は、選挙により選出される選挙理事候補者（以下「選挙理事候補者」という。）と選挙によらずに選出される役職指定理事候補者（以下「役職指定理事候補者」という。）に区分する。

2 役職指定理事候補者は、年次会長、次年次会長、次々年次会長の3名とする。

3 監事候補者は、選挙により選出し、定数は2名とする。

4 選挙理事候補者、役職指定理事候補者、監事候補者は、いずれも定款第15条に基づき、社員総会にて承認されて、本法人の理事又は監事となる。なお、役職指定理事候補者が社員総会において承認され理事となった場合の任期は、理事選任時における役職任期の残存期間にかかわらず、定款第16条第1項に定める理事の任期に準じるものとする。

(選挙権)

第3条 役員候補者の選挙において、現任理事及び監事の全員が任期満了（定款第16条第2項による任期満了は除く）となり選任を行う定時社員総会（以下「選任総会」という。）の開催の前年9月30日現在における社員が選挙権を有する。

(選挙管理委員会)

第4条 本法人は、本規程に定める理事候補者、監事候補者の選挙を管理、運営するため、細則第20条及び委員会設置規程に基づき、選任総会の開催の6か月前までに選挙管理委員会を設置する。

2 選挙管理委員会は、以下の者で構成する。

(1) 常務理事 1名

(2) 事務局長 1名

(3) 事務局長補佐 若干名

3 選挙管理委員会は、以下の職務を行う。

(1) 本規程に定める各種名簿の作成

(2) 選挙の公示

(3) 名簿、投票用紙等の郵送

(4) 投票用紙の集計、開票

- (5) 選挙結果の理事長への報告
 - (6) その他、本規程に定める事項及び理事会にて審議された事項
- 4 選挙管理委員会は、選任総会の終結後に解散するものとする。

(再任役員候補者選挙)

第5条 再任理事又は監事候補者にかかる選挙は、以下の手順により実施する。なお、選任総会開催の前年4月1日現在において、満64歳以上の理事又は監事は再任役員候補者となることはできず、本条に規定する意向調査の対象外とする。

- (1) 選挙管理委員会は、選挙管理委員会の定める適宜の方式により、選任総会の5か月前までに、現任理事又は監事に対し、再任の意向調査を行うものとする。なお選挙管理委員の定める期日(調査通知より1ヵ月程度の期間を目安とする。)までに意向調査に関する回答がない者については、常務理事会の決定により次号に定める再任候補者リストから除くことができる。
 - (2) 選挙管理委員会は、前号の意向調査の結果、再任を希望しない旨を申し出た理事、および定款第16条第2項の規定により任期満了となる理事を除く再任予定の理事又は監事候補者のリストを作成し、常務理事会に報告のうえ、選任総会の開催の4か月前までに本法人のホームページにて公示する。
 - (3) 選挙管理委員会は、前号のリスト作成、公示後速やかに、選挙権を有する社員に対し、当該リスト及び当該再任候補者に関する信任・不信任を投票する用紙を郵便にて送付する。なお、当該投票の期日は、投票用紙の発送日の翌月末日までとする。
 - (4) 投票は無記名にて行い、再任候補者毎に信任・不信任の別を記入し、前号の期日までに選挙管理委員会に返送するものとする。なお、所定の投票用紙(第3号により郵送した投票用紙)を使用しない投票、信任・不信任の別の記入がない投票については無効とする。
 - (5) 開票は投票期日経過後速やかに行うものとし、選挙管理委員会にて行う。
 - (6) 有効投票数の過半数の信任を得た者を当選者とし、選任総会に諮るものとする。
- 2 選挙管理委員会は、開票の結果を速やかに常務理事会に報告のうえ、本法人ホームページにて選挙結果を公示するものとする。

(新任役員候補者選挙)

第6条 新任理事又は監事候補者にかかる選挙は、以下の手順により実施する。

- (1) 選挙管理委員会は、前条第2号の再任候補者リストの報告を受けた常務理事会が新任の理事又は監事を募る必要があると判断した場合には、同号に定める公示の際に、新任理事又は監事の選挙を行う旨及びその定数を併せて公示し、立候補者を募るものとする。なお、理事又は監事候補者に立候補できるのは、選挙権を有する社員であって、会費の未納がない者とする。

- (2) 前号により新任理事又は監事の選挙を実施する場合、選挙管理委員会は、前条第3号の投票用紙の郵便による発送の際に、所定の理事又は監事候補者に関する立候補用紙を同封するものとする。
- (3) 立候補者は、前号の立候補用紙に現任理事2名以上の推薦状を添えて、選任総会が開催される前年12月31日までに、選挙管理委員会に提出しなければならない。
- (4) 前号の場合のほか、現任の理事（理事長を含む）又は監事が、2名以上の共同名義で前号の立候補の締切期日までに選挙管理委員会に推薦届を提出することで、新任理事候補者を推薦することができるものとし、推薦があった場合には、選挙管理委員会からの報告を受け、常務理事会は当該被推薦者の審査を行い、新任理事候補者として次号に定める新任役員候補者リストに加えることができる。
- (5) 選挙管理委員会は、第3号の立候補締切後、速やかに新任役員候補者リストリストを作成し、常務理事会に報告しなければならない。
- (6) 立候補者（第4号に定める被推薦者を含む。以下同じ。）が第1号の規定より常務理事会が定めた定数を超える場合は、定款第20条第3項に定める招集通知に立候補者リスト及び投票用紙を同封し、当該通知にかかる選任総会開催日に、出席社員による投票を行うものとする。なお、選任総会に欠席予定社員については、当該選任総会にかかる委任状の提出と同時に、期日前投票をすることを妨げない。
- (7) 立候補者が常務理事会の定めた定数を超えない場合は、前号の投票は実施しないものとする。ただし、その場合は、当該立候補者につき、選任総会当日に出席社員による信任・不信任の投票を実施（信任・不信任の投票用紙は選任総会当日に配布）し、有効投票数の過半数を超える信任を得た立候補者のみを、理事又は監事候補者として選任総会に諮るものとする。
- (8) 第6号に規定する新任理事候補者選挙の投票は、常務理事会の定めた定数を無記名で連記する方法とし、選任総会開催日において、総会開催予定時刻までに投票を行うものとする。なお、所定の投票用紙（第6号により郵送した投票用紙）を使用しない投票、立候補者の特定ができない記載の投票、所定の連記数を超えた投票については無効とする。
- (9) 選挙管理委員会は、第6号に規定する新任理事候補者選挙につき、第6号後段の期日前投票も含め即時開票を行い、得票数の多い者から順に、常務理事会の定めた定数までの者を当選者とする。ただし、得票数が同数の場合は本法人の会員歴の長い者を当選者とする。
- (10) 選挙管理委員会は、選任総会開催中に選挙結果を理事長に報告し、理事長は当該当選者（第7号但書の信任を得た立候補者含む。）の理事又は監事の選任議案を議場に諮るものとする。

(改廃)

第7条 本規程の改正又は廃止は、理事会の決議によらなければならない。

(規定外事項)

第8条 本規程に規定のない事項又は疑義の生じた事項については、理事会の決議により処理するものとする。